

行政制度調整方針目次

協議項目	ページ	協議項目	ページ
1 財産区を除く財産及び債務の取扱い	2	1 6 財産区の取扱い	1 1
2 議会議員の定数及び任期の取扱い	2	1 7 総務・企画に関すること	1 1
3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	2	1 8 財務に関すること	1 3
4 地方税の取扱い	3	1 9 窓口業務に関すること	1 3
5 一般職の職員の身分の取扱い	4	2 0 福祉事業に関すること	1 4
6 特別職の職員の身分の取扱い	4	2 1 保健事業に関すること	1 8
7 一部事務組合等の取扱い	4	2 2 環境衛生事業に関すること	2 3
8 使用料、手数料等の取扱い	5	2 3 農林水産事業に関すること	2 4
9 公共的団体等の取扱い	7	2 4 商工・観光事業に関すること	2 5
1 0 町名、字名の取扱い	7	2 5 建設関係事業に関すること	2 6
1 1 慣行の取扱い	7	2 6 公営住宅に関すること	2 6
1 2 国民健康保険事業の取扱い	7	2 7 上水道事業に関すること	2 7
1 3 介護保険事業の取扱い	9	2 8 下水道事業に関すること	2 7
1 4 消防団の取扱い	1 0	2 9 学校教育事業に関すること	2 8
1 5 行政区名の取扱い	1 1	3 0 社会教育事業に関すること	3 0

行政制度調整方針

1 財産区を除く財産及び債務の取扱い

分類	調整項目	調整方針
財産及び公の施設	地方債の取扱い	両町村の地方債は全て新市に引き継ぐ。
	債務負担行為の取扱い	両町村の債務負担行為については全て新市に引き継ぐ。
	基金の取扱い	両町村の財政調整基金及び減債基金は新市に引き継ぐ。 その他の基金は合併時までに調整し、新市に引き継ぐ。
	公有財産等の取扱い	両町村の財産は全て新市に引き継ぐ。

2 議会議員の定数及び任期の取扱い

分類	調整項目	調整方針
議会議員の定数及び任期	定数	議員の定数は26人とする。
	任期	旧町村の議員は、合併特例法第7条第1項の規定を適用し、合併後、平成19年4月30日まで引き続き新市の議員として在任する。

3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

分類	調整項目	調整方針
農業委員会の委員の定数及び任期	農業委員会数	新市に1つの農業委員会を設置する。
	定数	選挙による委員の定数は20人とする。
	任期	両町村の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。
	選挙区	新市における第1回目の選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、旧町村を区域とする2つの選挙区を設ける。 各選挙区の選挙による委員の定数は、中条町15人、黒川村5人とする。

4 地方税の取扱い

分類	調整項目	調整方針
市町村民税	個人市町村民税	<u>納税義務者、税率、非課税の範囲、減免、特別徴収については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>納期については</u> 、黒川村の納期とする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	法人市町村民税	<u>納税義務者、均等割、減免については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>法人税割の税率は</u> 、中条町の例による。ただし、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とする。
納税相談	確定申告納税相談	旧町村ごとに開設する。
市町村たばこ税	市町村たばこ税	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
入湯税	入湯税	<u>納税義務者、納期については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>課税免除については</u> 、両町村の例をもとに調整し、合併時に統合する。 <u>税率については</u> 、入湯する者1人1日につき、宿泊は150円、日帰りは100円とする。ただし、条例の定める施設に入湯する者は、1人1日50円とする。
鉱産税	鉱産税	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	委員の定数は3人とし、任期については、法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
固定資産税	固定資産税	<u>納税義務者、課税標準、税率、免税点、減免、納期、過誤納金については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>課税免除については</u> 、両町村の例をもとに調整し、合併時に統合する。
軽自動車税	軽自動車税	<u>納税義務者、課税免除、非課税、税率、賦課期日、納期については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>減免については</u> 、両町村の例をもとに調整し、合併時に統一する。
特別土地保有税	特別土地保有税	<u>納税義務者、課税標準、税率、納税免除、徴収猶予、審議会、賦課、減免、納期、過誤納金については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>免税点については</u> 、新市が都市計画区域を有することから、5,000㎡とする。
督促	督促手数料	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

5 一般職の職員の身分の取扱い

分類	調整項目	調整方針
人事	一般職の職員について	<p>一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>職名、階級及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>職員の給与については、現給保障とし、中条町の制度をもとに段階的に調整する。</p>

6 特別職の職員の身分の取扱い

分類	調整項目	調整方針
人事	特別職の職員について(その1)	市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、中条町の例による。
	特別職の職員について(その2)	議会議員の報酬の額は、中条町の例による。
	特別職の職員について(その3)	<p>農業委員会の委員の報酬の額は、中条町の例による。</p> <p>教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額は、中条町の例による。</p> <p>審議会、委員会等の附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員等、新市に設置する必要があるものの報酬額等は、現行の報酬額をもとに調整する。</p>

7 一部事務組合等の取扱い

分類	調整項目	調整方針
広域行政	新潟県市町村総合事務組合	合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合若しくは当該組合を継承する組合に継続して加入する。
	新発田地域圏事務組合	合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合若しくは当該組合を継承する組合に継続して加入する。
	下越清掃センター組合	合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合若しくは当該組合を継承する組合に継続して加入する。

8 使用料・手数料等の取扱い

分類	調整項目	調整方針
手数料	証明・交付等手数料	<u>戸籍関係手数料については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
		<u>住民基本台帳関係手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。(黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)
		<u>住民基本台帳カードの交付手数料については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
		<u>印鑑登録関係手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。(黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)
		<u>外国人登録関係手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。(黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)
		<u>臨時運行許可関係手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。
		<u>狂犬病予防関係手数料については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
		<u>鳥獣保護関係手数料については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
		<u>税関係手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。(黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)
		<u>農業経営基盤強化促進法に基づく不動産登記の嘱託手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。
		<u>耕作証明等手数料については</u> 、中条町の例により徴収しない。
		<u>都市計画関係手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。
		<u>露店市場出店許可手数料については</u> 、中条町の例による。
<u>その他の証明等手数料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。(黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)		
<u>地域間交流</u>	国際交流施設使用料	中条町の例による。
財産及び公の施設	行政財産使用料	合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度については現行のとおりとする。
児童福祉	児童館使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。
保健福祉施設	保健福祉施設使用料	<u>保健福祉施設・福祉センター使用料については</u> 、中条町の例による。 <u>高齢者センター使用料については</u> 、黒川村の例による。
農村環境改善センター	農村環境改善センター使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。
地域改善対策	集会所使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。
保健休養施設関連	保養・レクリエーション施設使用料	黒川村の例による。

分類	調整項目	調整方針
健康福利増進施設関連	スポーツ・レクリエーション施設 使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。
農山村体験関連	体験交流施設等使用料	黒川村の例による。
園芸関連	園芸施設使用料	現行のとおりとする。
畜産関連	畜産団地使用料	黒川村の例による。
商工振興	露店市場出店料	現行のとおりとする。
村有温泉	村有温泉使用料	黒川村の例による。
都市公園	公園占用料・使用料	中条町の例による
道路維持	道路占用料	合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	建設用機械等貸付料・使用料	<u>機械等貸付料については</u> 、合併時に黒川村の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 <u>施設使用料については</u> 、黒川村の例による。
法定外公共物	公共用財産使用料等	<u>公共用財産使用料については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>生産物採取料については</u> 、合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
<u>公営住宅</u>	公営住宅使用料	<u>県営住宅使用料については</u> 、中条町の例による。 <u>町(村)営住宅使用料については</u> 、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>町(村)設住宅使用料については</u> 、現行のとおりとする。ただし、免除規定は中条町の例による。 <u>農集住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料・駐車場(北町)使用料については</u> 、黒川村の例による。
<u>学校施設</u>	学校使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。
社会教育施設	公民館使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。
	文化会館使用料	中条町の例による。
	その他文化施設使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。
	その他社会教育施設使用料	中条町の例による。
社会体育施設	社会体育施設使用料	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

9 公共的団体等の取扱い

分類	調整項目	調整方針
公共的団体の取扱い	公共的団体の取扱い	公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 両町村に共通する団体は、新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。 両町村に共通する団体で、統合に時間の要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

10 町名、字名の取扱い

分類	調整項目	調整方針
町名・大字名の取扱い	町名・大字名の取扱い	町名及び字名は現行のとおりとし、原則として大字名については、大字の字句のみを削除した現行の地名（大字名）を表示する。ただし、地域住民の意向調査により、大字名、境界等の変更を要望する地域については、合併後時期を定めて、これを実施する。

11 慣行の取扱い

分類	調整項目	調整方針
慣行の取扱い	町・村章等	<u>市章については、</u> 合併時に新規に構築する（公募又は委託する）。 <u>市民憲章、キャッチフレーズ、市の木・花・鳥については、</u> 合併後、新規に構築する。 <u>都市宣言については、</u> 中条町の例をもとに、 <u>合併後、</u> 検討する。

12 国民健康保険事業の取扱い

分類	調整項目	調整方針
国保資格取得	納税義務の発生・消滅	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
保険証	保険証の交付方法	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	短期証の交付方法	合併時に中条町の例により統一する。
	資格証の交付方法	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
国保保険給付	絶対的法定給付	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	相対的法定給付	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。ただし、支給方法は、現金又は振込とする。
国保助成事業	人間ドック	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	脳ドック	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
国保運営協議会	構成	委員の定数は各代表 4 人以内とするが、被用者保険等保険者代表 2 名を加えて組織する。
	任期	2 年（合併後選任から 2 年間）
	開催回数	必要の都度開催するので、時期は定めない。
	開催時期	必要の都度開催するので、時期は定めない。
	審議事項	現行のとおりとする。
国民健康保険賦課	賦課方式及び税率	税率については統一する。賦課割合を次のとおりとする。 応能割 所得割 9：資産割 1 応益割 均等割 8：平等割 2 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	軽減割合	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	賦課期日	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	本算定月	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	納期	中条町の例により統一する。12月の納期は黒川村の例による。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。

分類	調整項目	調整方針
	納税義務者	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	督促手数料	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	減免	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。

1.3 介護保険事業の取扱い

分類	調整項目	調整方針
介護保険	現物給付	現行のとおりとする。
	償還払い給付	口座振込みの月回数等の事務処理は、新市電算システムで対応する。
	高額サービス費給付	現行のとおりとする。
	短期入所のおおむね半分を超える利用	現行のとおりとする。
	給付期限	現行のとおりとする。
	介護給付費適性化事業	中条町の例による。
	居宅介護支援	合併時に中条町の例により統一する。
	介護保険料 ・ 第1号被保険者の保険料率 ・ 保険料の端数処理 ・ 普通徴収の納期 ・ 賦課、徴収 ・ 督促手数料、延滞金、滞納整理 ・ 過誤納付金管理 ・ 保険料の独自減免	<u>平成18年度(第3次事業計画)から統一する。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。</u> <u>平成18年度(第3次事業計画)から統一する。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。</u> 中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 新市電算システムで対応する。 中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 中条町の例による。
	低所得者利用者負担額減免措置事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

分類	調整項目	調整方針
	要介護等認定申請 ・ 申請受付及び資格者証発行 ・ 訪問調査 ・ 主治医意見書 ・ 一次判定 ・ 認定審査会（二次判定） ・ 結果通知	合併時に中条町の例により統一する。 現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。 合併時に中条町の例により統一する。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	資格取得、喪失	新市電算システムで対応する。
	社会福祉法人利用者負担の減免	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	住宅支援事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	介護保険の横出しサービス	<u>平成18年度から廃止する。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。（高齢福祉：紙おむつ支給事業で実施）</u>
	介護相談員派遣事業	中条町の例による。

1.4 消防団の取扱い

分類	調整項目	調整方針
消防団	組織体制・応援体制	<u>組織については</u> 、合併時に次のとおり再編する。 ・ 分団の編成については、19分団55部とする。 （団長1名、副団長6名、分団長19名、副分団長19名、部長55名、班長110名） ・ 定員（団員数）は、合併時までに調整する。 <u>応援体制については</u> 、合併時、継続して近隣市町村との協力体制が維持できるよう調整する。
	報酬・費用弁償	（任意合併協議会） <u>合併後</u> 、中条町の例により統一する。ただし、費用弁償については、中条町の区分に、黒川村の「行方不明者の捜索遭難者の救出等」の欄を加える。 （法定合併協議会） <u>合併時に</u> 中条町の例により統一する。ただし、費用弁償については、中条町の区分に、黒川村の「行方不明者の捜索遭難者の救出等」の欄を加える。
	団員の身分	合併時に、中条町の例により統一する。
	行事・大会等	合併時までに調整する。

1.5 行政区名の取扱い

分類	調整項目	調整方針
行政区・自治会	行政区	行政区の区域、名称については、原則現行のとおりとする。ただし、地域住民の意向調査により、合併を契機に行政区の統合、名称の変更、住所との統一等を要望する行政区については、合併後これを実施する。

1.6 財産区の取扱い

分類	調整項目	調整方針
財産及び公の施設	財産区	現在存在する財産区については、 <u>合併後も</u> 引き続いて設けるものとする。

1.7 総務・企画に関すること

分類	調整項目	調整方針
行政区・自治会	区長制度	両町村の例をもとに、合併時まで新たな制度を構築する。 地区別区長会及び区長連絡協議会については、地域の任意団体であることから、その設置について地区の意見を参考に新市において検討する。
	補助・助成金制度	中条町の例をもとに、 <u>合併後</u> 、新たに制度を構築する。
NPO法人	法人の育成・指導方針等	中条町の例による。
地縁団体	地縁団体の認証基準	現在存在する地縁団体については、 <u>合併後も</u> 引き続いて存続するものとする。
町・村民表彰	町・村民表彰	<u>合併後</u> 、新たに制度を構築する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	名誉町・村民表彰	合併後、新たに制度を構築する。 現在の名誉町村民については、新市に引き継ぐものとする。
各種計画	総合計画	合併後、新規に構築する。(当面、新市建設計画による)
地域振興	地域づくり支援(補助金制度)	中条町の例による。
地域間交流	国内姉妹都市	境川村を含む6町村の合併により <u>設置された「笛吹市」と</u> 、新市へ引き継ぐことを基本として調整する。
	国際姉妹都市	新市に引き継ぐ。

分類	調整項目	調整方針
公共交通機関対策	J R 羽越本線	合併後、新市として継続して加入する。
	路線バス	バス路線は、新市に引き継ぐ。ただし、計画については合併後速やかに構築する。
電気通信格差是正対策	テレビ難視聴対策	合併後引き続き存続する。
行政改革	行政改革大綱	合併後、新たに策定する。
広報	広報・おしらせ版	合併時に中条町の例により統一する。ただし、名称については、合併時まで <u>に</u> 検討する。
選挙管理委員会	選挙管理委員会委員	現在の委員は全員失職し、法令の定めるところにより、4人を選出する。ただし、法令の定めるところにより、議会で選挙されるまでの間、両町村の委員であった者の互選により、4人をもって充てる。
選挙管理業務	投票区及び投票所	現行のとおりとする。ただし、地域住民の意向調査により、合併を契機に投票所の変更を希望する場合は、合併後これを実施する。
消防防災	地域防災計画について	合併後、速やかに策定する。ただし、策定されるまでは、現行のとおりとし、合併時の運用に支障がないように十分な調整を行う。
	防災会議	合併時、新規に設置する。
	防災震災訓練の状況	中条町の例により <u>合併後も</u> 継続して実施する。
	避難場所、施設の周知等 ・ 避難場所 ・ 施設の周知方法	現行のとおりとする。 合併時に中条町の例により統一する。
交通安全	交通安全計画について	合併後、速やかに策定する。
	交通安全対策	合併時に中条町の例により統一する。
	交通安全対策会議	合併後、中条町の例により統一する。
防犯対策	防犯対策	合併後、両町村の例により統一する。
	防犯街路灯の設置基準及び負担区分	中条町の例により統一する。ただし、合併後、3年間は現行のとおりとする。
人権問題	人権擁護委員	委員の定数は6人とし、任期は法令で定めるところとし、その他の事項については、現行のとおりとする。
	同和対策問題	中条町の例による。
情報	情報公開の取扱	合併時に中条町の例により統一する。ただし、対象機関については黒川村の例による。
	個人情報の保護対策	合併時に中条町の例により統一する。ただし、実施機関については黒川村の例による。

分 類	調整項目	調 整 方 針
インターネット	ホームページ	合併後、新たに開設する。
	インターネット公共端末	合併時に中条町の例により統一する。ただし、設置個所・台数については、合併後調整する。

18 財務に関すること

分 類	調整項目	調 整 方 針
指定金融機関	指定金融機関、収納代理金融機関、郵便官署の取扱い	指定金融機関については、両町村の例を基本に、合併時まで調整する。 指定代理金融機関については、黒川村の例による。 収納代理金融機関については、両町村の例による。 口座振替手数料については、両町村で差異がないため現行のとおりとする。 定期検査については、合併時に中条町の例により統一する。 金融機関の指定方法については、合併時に黒川村の例により統一する。 郵便官署の取扱いについては、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

19 窓口業務に関すること

分 類	調整項目	調 整 方 針
戸籍	戸籍届書の受理	本庁、支所で現行のとおりとする。
	記念樹交付	制度を廃止する。
	届書等受理、証明書等交付、閲覧の場所 ・届書等受理 ・証明書等交付 ・閲覧	本庁、支所で現行のとおりとする。 本庁、支所、交付所で現行のとおりとする。 本庁のみで現行のとおりとする。
	埋・火葬許可証の発行	本庁、支所で中条町の例により統一する。
住民基本台帳	届出受理	本庁、支所で中条町の例により統一する。ただし、世帯分離については、黒川村の例により統一する。
	住基ネット運用	本庁のみで中条町の例による。
	住民票の交付	本庁、支所で中条町の例により統一する。
印鑑登録	届出受理	本庁、支所で中条町の例により統一する。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	印鑑登録証・印鑑証明の交付	合併時に中条町の例により統一する。
外国人登録	受付	受付事務は、本庁のみで中条町の例による。 登録原票等の証明は本庁、支所で中条町の例により統一する。
窓口業務	昼休み・窓口延長・その他の対応	<u>昼休みは</u> 、本庁、支所で現行のとおりとする。 <u>窓口延長は</u> 、本庁のみで中条町の例による。 <u>諸証明交付所は</u> 、現行のとおりとする。 <u>郵便請求は</u> 、本庁のみで中条町の例による。
公的個人認証	認証業務	本庁のみで現行のとおりとする。

20 福祉事業に関すること

分 類	調整項目	調 整 方 針
民生・児童委員	委員定数	両町村の定数の合計72名とする。
	組織・機構	合併時に統一する。
	民生・児童委員活動状況、助成	合併時に中条町の例により統一する。
災害保護対策	災害見舞・弔慰金	合併時に中条町の例により統一する。
福祉相談	福祉相談	現行のとおりとする。
地域改善対策事業	福祉バス運行事業	中条町の例による。
	集会所建設補助金	中条町の例による。
児童福祉	児童手当	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	児童館	現行のとおりとする。
	子育て支援センター事業	中条町の例による。
	出生祝金制度	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
	乳幼児医療費助成	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	ことばとこころの相談事業	中条町の例による。
	ブックスタート事業	中条町の例による。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	広域入所	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
母（父）子福祉	児童扶養手当	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	特別扶養手当	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	ひとり親家庭医療費助成	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
保育園	保育実施基準 利用者意見要望相談解決 休日保育 広域入所 私立保育園補助金交付 私立保育園運営委託事業 障害児保育環境整備事業 保育所地域活動事業	中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。
	保育園の定員 通常保育 ・ 保育料の額 ・ 家計の主宰者の認定基準 ・ 対象者 ・ 途中入退園の保育料の算定 ・ 保育料の減免 同一世帯から2人の児童が入園している場合 同一世帯から3人以上の児童が入園している場合 その他 長期欠席 通常保育時間 延長保育 乳児保育 障害児保育 一時保育	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。 中条町の例による。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。 現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 中条町の例による。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。 中条町の例による。
	園児送迎等マイクロバス運行事業	現行のとおりとする。
	英会話教室受講者補助事業	中条町の例による。

分 類	調整項目	調 整 方 針
高齢者対策	老人日常生活用具給付等事業	合併時に黒川村の例により統一する。
	紙おむつ支給事業	合併時に中条町の例により統一する。
	軽度生活支援事業	合併時に中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、黒川村で実施している雪下ろしを加える。
	食の自立支援事業	合併時に中条町の例により統一する。
	寝具乾燥消毒サービス事業	合併時に黒川村の例により統一する。 毛布、マットを加え、自己負担を1割程度とする。 減免規定は、中条町の例による。
	生活管理指導事業	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
	要介護老人安否確認事業	合併時に中条町の例により統一する。
	生きがい活動支援通所事業	現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、利用料は、合併時に黒川村の例により統一する。
	介護予防事業	合併時に中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、内容等については、合併後に検討する。
	外出支援サービス事業	中条町の例による。
	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業	中条町の例による。
	訪問理美容サービス事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	家族介護教室	中条町の例による。
	緊急通報装置設置事業	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、黒川村で既に設置されている対象者については、現行のとおりとする。
	老人福祉電話運営事業	合併時に中条町の例による。
	金婚式	現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、合併後、3年以内に老人クラブと開催内容等について協議する。
	戦没者慰霊祭	合併後、検討する。
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	中条町の例による。
	高齢者の緊急対応等窓口	合併時に中条町の例により統一する。
	ショートステイ事業	中条町の例による。
成年後見制度利用支援事業	中条町の例による。	

分 類	調整項目	調 整 方 針
	家族介護支援事業	中条町の例による。
	高齢者食生活改善事業	合併時に中条町の例により統一する。
	運動指導事業	介護予防事業の転倒予防教室に統合して実施する。 <u>ただし</u> 、内容等については、合併後に検討する。
敬老祝事業	敬老会	現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、対象年齢は、75歳以上とし、黒川村の対象年齢は、段階的に引き上げる。内容は、合併後、3年以内に統一する。
	敬老祝事業	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
	長寿顕彰状	中条町の例による。
老人クラブ	老人クラブ助成事業	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。交通費については、加算事業として新市移行後、予算の範囲内で補助を行うこととする。
	老人クラブ連合会助成事業	連合会間で協議し、1連合会とするよう調整を図る。 補助金の算定方法は、会員人数割とする。 基準単価は、400円程度とし、両町村の現状規模を維持する。 バス代については、交通費として新市移行後、概ね現状規模の予算の範囲内で補助を行うこととする。
シルバー人材センター	シルバー人材センター	中条町の例による。
高齢者センター	有楽荘	現行のとおりとする。
老人保健事業	高額医療費の給付	合併時に中条町の例により統一する。
	療養費の給付（現金給付）	合併時に中条町の例により統一する。
	現物給付	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	老人医療費助成事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
心身障害福祉事業	身体障害者施設訓練等支援事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	身体障害者居宅生活支援事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	知的障害者施設訓練等支援事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	知的障害者居宅生活支援事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	児童福祉居宅生活支援事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	移動入浴サービス事業	中条町の例による。
	身体障害者補装具交付（修理）事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	身体障害児補装具交付（修理）事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	重度身体障害者医療費助成事業（県障）	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	手話奉仕員派遣事業	中条町の例による。
	更生医療の給付	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	人工透析通院交通費助成事業	中条町の例による。
	聴覚障害者等電話ファックス助成事業	中条町の例による。
	進行性筋萎縮症者入所措置	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	福祉関係申請窓口業務	本庁、支所で現行のとおりとする。
手当・共済	特別障害者手当	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	障害児福祉手当	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	福祉手当（経過措置）	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	心身障害者扶養共済制度	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	心身障害者扶養共済掛金助成事業	中条町の例による。
	重度心身障害者手当	合併時に中条町の例により統一する。

2 1 保健事業に関すること

分 類	調整項目	調 整 方 針
健康診査	人間ドック健診	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
老人保健事業	健康手帳の交付 ・ 対象者 ・ 交付方法	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 基本健診結果の通知方法及び説明会の方法と合わせ3年以内に統一する。
	健康相談	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本健診事後指導会 ・ 糖尿病予防教室 ・ 糖尿病予防教室修了者の会 ・ 大腸がん検診指導会 ・ 個別健康教育（禁煙） ・ 個別健康教育（糖代謝） ・ 乳がん自己検診法健康教育 ・ 一般健康教育 	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。 現行のとおりとする。人間ドック健診の統一の方法によって次のとおりとする。 （1案）人間ドック健診を実施した場合、黒川村の例による。（2案）人間ドック健診を実施しない場合、中条町の例による。 中条町の例による。 現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 中条町の例による。 中条町の例による。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	機能訓練事業	合併時に中条町の例により統一する。
	基本健康診査	現行のとおりとする。 案内、受付方法、健診内容は中条町の例により統一する。 その他については、合併後、3年以内に統一する。
	胃がん検診	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
	大腸がん検診	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
	子宮がん検診（集団）	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
	子宮がん検診（施設）	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。
	乳がん検診	中条町の例により統一する。対象年齢は、黒川村の例により統一する。
	マンモグラフィ併用乳がん検診	黒川村の例による。 施設検診、集団検診方式により実施する。 対象年齢は、40歳からの偶数年齢とする。
	胸部検診	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、黒川村の再通知については、合併後2年を目途に廃止の方向で検討する。 会場は、自由とする。
	肺がん検診（喀痰）	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。 <u>ただし</u> 、黒川村の再通知については、合併後2年を目途に廃止の方向で検討する。
	骨密度健診	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。黒川村は30歳も対象とする。 個人負担金は、基本健診対象の女性は、300円 基本健診対象外の女性は、500円とする。 会場については現行のとおりとする。 合併後、3年以内に個人負担のあり方を検討する。
	肝炎ウイルス検診	現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	前立腺がん検診	中条町の例による。 個人負担金は、50～69歳700円 70歳以上は、無料とする。
	健康診査希望調査	合併後に中条町の例により統一する。
母子保健衛生	健診 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月児健診 ・ 10か月児健診 ・ 1歳6か月児健診 ・ 3歳児健診 	<p>中条町の例により統一する。会場は、ほっとHOT・中条のみとする。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>中条町の例により統一する。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>中条町の例により統一する。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>中条町の例により統一する。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p>
	健康相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦相談 ・ 親子遊びの会及び子育て相談会 ・ なんでも健康相談 ・ 乳児健康相談 ・ 児童虐待、DVに関する相談 ・ 養育医療・育成医療・小児慢性特定疾患 	<p>母親学級、両親学級に振りかえる。</p> <p>中条町の例により統一する。黒川村は黒川保育所1ヵ所を平日対応とする。</p> <p>中条町の例による。</p> <p>中条町の例により統一する。</p> <p>両町村で差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>両町村で差異がないため、現行のとおりとする。</p>
	健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤ちゃんふれあい体験 ・ 育児教室 ・ 母親学級 ・ 両親学級 ・ 育児懇談会及び生き生きおしゃべり会等子育てサークルの支援 ・ 集団プレイ（なかよし会） 	<p>中条町の例による。回数は、年2回とする。</p> <p>中条町の例により統一する。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>中条町の例により統一する。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>中条町の例により統一する。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>中条町の例による。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>中条町の例による。<u>ただし</u>、合併年度は、現行のとおりとする。</p>
	母子健康手帳の交付	合併時に中条町の例により統一する。支所でも交付する。
	保育園児の健康管理	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	助産師による家庭訪問	合併時に中条町の例により統一する。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	妊産婦健診助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦一般健康診査 ・ 妊婦 HBS 抗原検査 ・ 妊婦超音波検査 ・ 乳児一般健康診査 ・ 精密健康診査 	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 合併時に中条町の例により統一する。 合併時に中条町の例により統一する。
歯科保健事業	歯科健診 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 か月児健診 ・ 1 歳児健診 ・ 1 歳 6 か月児健診 ・ 2 歳児親子健診 ・ 3 歳児健診 ・ 成人健診 	対象者は、11～12 か月児と保護者とする。回数は、年 6 回とする。会場は、ほっと HOT・中条とする。内容は、歯科健診、フッ素塗布、歯科健康教育、保健指導とする。従事者は、歯科医師とする。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 中条町の例により統一する。2 歳児親子健診は、2 歳児健診とする。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 1 歳児親子健診に組み込んで実施する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	フッ素塗布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法 ・ 補助割合 	1 歳、1 歳半、2 歳、3 歳のフッ素塗布は、中条町の例により統一する。個人負担金は、500 円とする。その他、1 歳児で歯の生えてない児、2 歳半、3 歳半の希望者には、フッ素塗布券を発行し、医療機関委託でフッ素塗布を実施する。個人負担金は 1,500 円とする。 新市負担金は、1,400 円×人数とし乳歯管理は、新市で行う。
	フッ素洗口	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	歯科保健健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 か月児 ・ 1 歳児 ・ フッ素洗口説明会 ・ むし歯予防教室 ・ 歯肉炎予防教室 ・ 2 歳児保護者保健指導 ・ むし歯予防だより 	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 中条町の例による。 中条町の例による。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 2 歳児保護者から 1 歳児保護者とし、1 歳児親子歯科健診へ移行し実施する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。 中条町の例による。
	精神保健	精神障害者医療費助成 健康教育（精神保健講座等） 家族会

分類	調整項目	調整方針
	精神障害者手帳・通院公費	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	ボランティア育成	中条町の例による。
	精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併時に黒川村の例により統一する。補助単価は、県の介護保険運営要綱に準ずる。
	精神障害者短期入所事業	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
予防接種	予防接種	現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、周知・通知方法、麻しん、予防接種会議は、合併時に中条町の例により統一する。
保健師活動	家庭訪問の実施方法	合併時に黒川村の例により統一する。
	保健指導及び連絡調整	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
健康づくり事業	健康づくり推進協議会	合併時統一する。委員は、合併後選任する。委員数は、15名以内とする。任期は、選任後2年とする。報酬、旅費等は、新市の条例による。
	広報	合併時に中条町の例により統一する。
	健康スポーツプラザ利用助成事業	黒川村の例による。
診療所	休日、夜間診療所	現行のとおりとする。
	へき地診療所	現行のとおりとする。
	へき地歯科診療所	現行のとおりとする。
	黒川村はり・灸・マッサージ施術所	現行のとおりとする。
	黒川村へき地診療所医師住宅	現行のとおりとする。
	黒川村へき地診療所勤務医師の旅費	現行のとおりとする。
結核	胸部レントゲン	現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、黒川村の再通知は、合併後2年を目途に廃止の方向で検討する。
各種計画に関すること	各種計画に関すること	新市において、新たに策定する。

2.2 環境衛生事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
公衆衛生事業	集団下水路清掃に対する支援	合併時に中条町の例により統一する。
環境美化	環境美化組織支援	現行のとおりとする。
	推進団体の活動	合併後については中条町住みよい郷土建設協会と協議する。
害虫駆除	害虫駆除に対する支援	合併時に中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、乳剤の配布は、下水道の普及が進んできていることから、現状をふまえ、合併後3年を目途に廃止する。
廃棄物処理	ごみ処理形態、収集袋	合併時に中条町の例により統一する。ただし、生ごみは現行のとおりとする。収集袋は現行のものを使用し、なくなり次第、中条町の例により統一する。
	ごみの手数料免除	中条町の例により統一する。 <u>ただし</u> 、合併年度は、現行のとおりとする。
	処理手数料負担基準、手数料納付方法、処理手数料	合併時に中条町の例により統一する。
	ごみ分別収集	現行のとおりとする。
	ごみの収集方式、回数	現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、収集回数は、合併翌年度から中条町の例により統一する。黒川地区の生ごみ収集は、週3回とする。
	補助対象物件、補助基準の設定	合併時に中条町の例により統一する。
	ごみステーション管理委託	合併後、新市において検討する。
	ごみ排出量抑制対策	合併時に中条町の例により統一する。
狂犬病予防事務	予防注射の実施、犬の登録管理	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
墓地・霊園	区画、面積、使用料、使用制限	合併時に黒川村の例による。
	許可申請	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
公害対策	測点、調査地点	重複している調査力所が無いので、現行のとおりとする。
	公害防止協定の締結	合併時に両町村の制度を取り入れて調整する。
	公害対策審議会	審議会の委員数は10名以内とし、合併時に中条町の例により統一する。
	環境基本計画	合併後に検討する。
	ごみの散乱防止条例	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

2.3 農林水産事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
農業委員会	標準小作料	<u>合併後</u> 、新たに定める。ただし、合併時は現行のとおりとする。
農業振興計画	農業振興地域整備計画	<u>整備計画は、合併後</u> 、新たに策定する。
		<u>協議会、計画の変更、農振台帳については</u> 、中条町の例による。
農業生産対策	農業推進計画等	<u>合併後</u> 、新たに策定する。
	町村単独補助事業	<u>合併後</u> 、検討する。
	農業用使用済廃プラ適正処理推進協議会	<u>合併後</u> 、調整する。
	産業まつり	<u>合併後</u> 、検討する。
	共同利用農機具	黒川村の例による。
生産調整等	生産調整等	<u>合併後</u> 、調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
		<u>産地づくり対策等については、合併後</u> 、検討する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	水田農業ビジョン	<u>合併後</u> 、調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
園芸関連	チューリップフェスティバル	<u>合併後も</u> 継続する。
公益法人	(財)黒川村農業公社	<u>合併後</u> 、黒川村の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
病虫害予防	病虫害防除協議会	<u>合併後</u> 、調整する。
米消費拡大	米消費拡大	<u>合併後</u> 、調整する。
農業構造改善	農道等維持管理事業	<u>合併後</u> 、調整する。
	農村環境計画	<u>合併後</u> 、新たに策定する。
	土地改良区に対する補助金等	中条町の例による。
	土地利用調整推進事業	現行のとおりとする。
	転作作物種子補助金	中条町の例による。
有害鳥獣駆除対策	有害鳥獣駆除対策	<u>合併後</u> 、調整する。

分類	調整項目	調整方針
施設管理	農村環境改善センター管理	現行のとおりとする。
地域改善対策	集会所管理	現行のとおりとする。
治山、造林、その他林業	治山・造林事業	<u>現行のとおりとする。</u>
林道	林道維持管理	現行のとおりとする。
保健休養施設関連	保養・レクリエーション施設管理運営	現行のとおりとする。
健康福利増進施設関連	スポーツ・レクリエーション施設管理運営	現行のとおりとする。
農山村体験関連	体験交流施設等管理運営	現行のとおりとする。
地域特産品関連	特産品加工施設管理運営	現行のとおりとする。
園芸関連	園芸施設管理運営	現行のとおりとする。
畜産関連	畜産団地管理運営	現行のとおりとする。
林業関連	林業施設管理運営	現行のとおりとする。
内水面漁業関連	淡水魚施設管理運営	現行のとおりとする。

2.4 商工・観光事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
商工振興	大規模小売店対策等	中条町の例による。
	露店市場運営管理	現行のとおりとする。
	商工振興補助金	現行のとおりとする。ただし、境川村・中条町物産交流会補助金については、境川村を含む6町村の合併により <u>設置された「笛吹市」と、</u> 新市へ引き継ぐことを基本として調整する。
	企業誘致奨励措置	両町村の例をもとに調整し、合併時に統一する。
企業支援	信用保証料補給	中条町の例による。
	産業育成資金	現行のとおりとする。取扱金融機関については、中条町の例による。

分類	調整項目	調整方針
	中小企業育成資金	中条町の例による。
観光振興	観光協会	現行のとおりとする。黒川村観光協会については、新市において統合するよう調整する。
観光イベント	各種イベント	現行のとおりとする。
自然環境	緑化推進事業	<u>合併後</u> 、検討する。
旅行業	村営バス事業	現行のとおりとする。
	旅行業務	現行のとおりとする。
	運賃等	黒川村の例による。

2.5 建設関係事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
都市公園	都市公園の維持管理	中条町の例による。
除雪対策	除雪路線・延長	道路除雪については、現行水準を維持することとし、新市において、除雪計画を定め実施する。
私道整備	私道整備補助	中条町の例による。
国土調査	計画調査区	<u>合併後</u> 、新たに構築する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

2.6 公営住宅に関すること

分類	調整項目	調整方針
県営住宅	募集・管理等事務	中条町の例による。
町（村）営住宅状況	募集・管理等事務 ・募集事務等 ・維持管理等	現行のとおりとする。 合併時に中条町の例により統一する。
町（村）設住宅状況	募集・管理等事務	合併時に中条町の例により統一する。
農集住宅	農集住宅	黒川村の例による。
特定公共賃貸住宅	募集・管理等事務	黒川村の例による。
住宅運営委員会	住宅運営委員会	<u>中条町の例による</u> 。委員は10名とし、新市において委嘱する。

2.7 上水道事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
上(簡易)水道料金	基本料金 ・ 概要、基本料金 ・ 算定方法	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。ただし、端数処理については、合併後に黒川村の例により統一する。
	超過料金	現行のとおりとする。合併時に黒川村の臨時用は、廃止する。
	メーター使用料	現行のとおりとする。
	延滞金	中条町の例による。
	加入金 ・ 新設工事 ・ 改造工事	合併時に中条町の例により統一する。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	工事検査手数料	中条町の例による。
	料金等の減免	両町村の例により、合併時に調整する。
水源施設の維持管理	給水装置の管理区分	黒川村の例による。

2.8 下水道事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
下水道料金体系	料金の算定方法	現行のとおりとする。
	使用料の計算方法	現行のとおりとする。
	料金の減免	現行のとおりとする。
	延滞金、督促、滞納処分	現行のとおりとする。
	受益者負担金算定方法	現行のとおりとする。
	受益者負担金徴収方法、納期	現行のとおりとする。
	受益者負担金の徴収猶予	現行のとおりとする。
	受益者負担金の延滞金、督促、滞納処分	現行のとおりとする。

分類	調整項目	調整方針
農業集落排水料金体系	料金の算定方法	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	使用料の計算方法 ・ 算定方法 ・ 基本料金 ・ 超過料金	現行のとおりとする。 <u>ただし、端数処理については</u> 、合併後、黒川村の例により統一する。 現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、平成20年度を目処に検討する。 現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、平成20年度を目処に検討する。
	減免	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	延滞金、督促、滞納処分	中条町の例による。
	負担金額算定方法	現行のとおりとする。 <u>ただし</u> 、平成20年度を目処に検討する。
	受益者負担金徴収方法、納期	現行のとおりとする。
	分担金の徴収猶予	現行のとおりとする。
	受益者分担金の延滞金、督促、滞納処分	現行のとおりとする。

29 学校教育事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
教育委員会	教育委員の選出	合併時に統一する。 構成については法令の定めによる。 委員の任期については下記のとおりとする。 現在の委員は合併時に失職し、合併後の最初の委員は、市長職務執行者が合併に伴って失職した教育委員のうちから選出する。 最初の教育委員会の会議は市長職務執行者が招集する。 臨時に選任された委員の任期は、合併市の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとし、その後に発足する教育委員会の教育委員の任期は2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、各委員の任期は市長が定める。
	いじめ不登校対策	合併時に統合する。 名称については合併時に中条町の例により統一する。 各中学校区単位で委員会を設置する。 その連絡調整として 市生徒指導連絡会を設置する。 さわやかルームはそのまま継続する。
学区、学級編成	学区通学基準	現行のとおりとする。 通学区域外就学については、合併時に中条町の例により統一する。

分類	調整項目	調整方針
	スクールバスについて	運行範囲については、合併後、中条町の例により、調整する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。 利用範囲については中条町の例による。 賃借は廃止し、委託とする。 委託バスについては合併時に中条町の例による。 校外実習等への活用については、合併後、中条町の例により調整する。
負担金・補助	負担金補助の交付	合併後調整する。ただし合併年度は現行のとおりとする。
教育財産	学校教育財産	全て新市に引き継ぐものとする。
	その他教育財産	全て新市に引き継ぐものとする。
幼稚園	幼稚園の設置	現行のとおりとする。
	私立幼稚園就園奨励費補助	中条町の例による。
小学校	小学校の設置	現行のとおりとする。
	学童保育	合併時に中条町の例により統一する。ただし、実施個所については現行のとおりとする。
中学校	中学校の設置	現行のとおりとする。
施設管理	学校開放	合併時に中条町の例により統一する。ただし、開放施設については現行のとおりとする。
教育の多様化	国際化教育	合併時に中条町の例により統一する。
	人権教育	合併時に中条町の例により統一する。
給食及び給食センター	給食方式	現行のとおりとする。
	米給食推進補助金	中条町の例による。
	学校供給用米粉パン供給事業	合併後に調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
教育支援事業	要保護、準要保護児童生徒就学援助	合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	特殊教育就学援助	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	特殊諸学校就学援助制度	中条町の例による。
	奨学金	両町村の制度をもとにして、新たな制度を定める。ただし、合併時において貸付されているものについて現行の制度を適用する。
	私立学校学費助成制度	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

分類	調整項目	調整方針
	私立幼稚園教育振興補助	中条町の例による。
	教育活動補助金	中条町の例による。ただし、合併年度については現行のとおりとする。
その他	遠距離児童生徒通学費補助	黒川村の例による。

30 社会教育事業に関すること

分類	調整項目	調整方針
社会教育施設	公民館	中条町立中央公民館を中央公民館とし、黒川村公民館を地区公民館とする。 運営日、運営時間については現行のとおりとし、合併後に調整する。
	図書館	設置運営については現行のとおりとし、合併後に調整する。
	その他の社会教育施設	設置運営については現行のとおりとする。
生涯学習事業	生涯学習推進	当分の間、現行のとおりとし、新市において策定する。
	社会教育計画生涯学習情報提供	合併時に、黒川村の例により統一する。
	生涯学習フェスティバル	現行のとおりとし、合併後調整する。
	生涯学習相談	合併時に、中条町の例により統一する。
	生涯学習マスコット	合併後に、公募により決定する。
	文化振興事業（日輝会）	現行のとおりとする。 寄贈作品は全て新市に引き継ぐ。
	産業文化会館推進事業	現行のとおりとする。
社会教育事業	社会教育計画	新市において策定する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
	社会教育委員	合併時に失職し、新たに選出する。 定員は10名以内とし、任期は2年とする。
	同和教育	合併時に、中条町の例により統一する。
	芸術文化事業	現行のとおりとし、合併後調整する。

分類	調整項目	調整方針
公民館事業	公民館運営審議会	合併時に失職し、新たに選出する。 任期は2年とし、委員数は15名以内とする。
	青少年教育	現行のとおりとし、合併後調整する。
	成人教育	現行のとおりとし、合併後調整する。
	高齢者教育	現行のとおりとし、合併後調整する。
	その他の公民館事業等	現行のとおりとし、合併後調整する。
	家庭教育	現行のとおりとし、合併後調整する。
	学級講座	現行のとおりとし、合併後調整する。
図書館事業	図書館運営事業	中条町の例による。
文化財保護事業	文化財保護審議委員会	合併時に、中条町の例により統一する。
	文化財整備台帳	合併時に、中条町の例により統一する。
	その他の文化施設	運営日、運営時間については現行のとおりとする。
団体補助金・負担金等	青少年健全育成団体への補助金	現行のとおりとし、合併後調整する。
	女性団体への補助金	中条町の例による。
	文化団体への補助金	中条町の例による。
	伝統芸能等保持団体への補助金	現行のとおりとし、合併後調整する。
	その他の社会教育への補助金	現行のとおりとし、合併後調整する。
	社会教育関係団体以外への補助金	中条町の例による。
社会体育施設	体育施設	運営日、運営時間については現行のとおりとし、合併後に調整する。
協議会、協会、委員会等	スポーツ振興審議会	中条町の例による。
	スポーツ推進委員	合併時に中条町の例により統一する。
	体育指導委員	合併時に中条町の例により統一する。
スポーツ振興事業	各種大会等	現行のとおりとし、合併後調整する。
	スポーツバス運行事業	中条町の例による。

分 類	調整項目	調 整 方 針
	スポーツバス借上事業	中条町の例による。
各種教室の開催	ジュニアスポーツ教室	現行のとおりとし、合併後調整する。
	その他のスポーツ教室	現行のとおりとし、合併後調整する。
スポーツ振興補助	代表チーム派遣への補助金制度	中条町の例による。
	その他の補助金、負担金	現行のとおりとし、合併後調整する。 ただし、スポーツ傷害見舞金については、町村総合保険で対応する。
その他の事業	勤労青少年ホーム事業	中条町の例による。